

平成 22 年 12 月 10 日

## 要望項目等に関する最終整理案

### 【資産課税関係】

- 同一の債権を担保するために複数の不動産を目的として設定された抵当権の信託の登記等に対する登録免許税の取扱いについて、課税の明確化を図る観点から規定の整備を行う。【要望にない項目等 21】
- 技術研究組合がその事業の一部を独立させ、株式会社を設立（新設分割等）する場合等の登記について、新たに株式会社等を設立する場合と同様に登録免許税を課税する。【要望にない項目等 22】
- 電子情報処理組織による登記の申請の場合の登録免許税額の特別控除制度について、特別控除の限度額（現行：5,000 円）を次のとおり引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。【要望・内閣官房 2・法務省 1】
  - (1) 平成 24 年 3 月 31 日まで 4,000 円
  - (2) 平成 25 年 3 月 31 日まで 3,000 円
- 経済実質的な観点から社債と同視し得る社債的受益権について、資産の流動化に関する法律において制度上明確に位置づけられるとともに、投資家保護に係る適切な法的規制が措置されることを条件に、当該社債的受益権に係る信託の終了時点において当該社債的受益権に係る信託財産が委託者によって買い戻される際の財産権の移転登記等に係る登録免許税を非課税とする措置を講ずる。【要望・金融庁 2】
- 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定事業再構築計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる登記から合併等を伴わない事業再構築計画に係る資本金の額の増加の登記を除外する。【要望・総務省 8・厚生労働省 36・経

済産業省 24・国土交通省 60・環境省 7】

- 日本酒造組合中央会が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を 1,000 分の 1.5（現行：1,000 分の 1）に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。【要望・財務省 6】
- 介護保険制度について、所要の法律改正を前提に、国民健康保険団体連合会が作成する新たな地域支援事業に係る費用の請求に関する審査及び支払の業務に関する文書について、印紙税を非課税とする。【要望・厚生労働省 16】
- 戦傷病者等の妻に対する特別給付金について、所要の法律改正を前提に、特別給付金に関する書類及び特別給付金国債を担保とする金銭の貸借に関する書類について、印紙税を非課税とする。【要望・厚生労働省 20】
- 独立行政法人雇用・能力開発機構について、所要の法律改正を前提に、同機構の廃止に伴う勤労者財産形成業務の移管等に係る所要の措置を講ずる。【要望・厚生労働省 23】
- 住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を 2 年延長する。【要望・厚生労働省 33・国土交通省 23】
- 利用権設定等促進事業により農用地区域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を 2 年延長する。【要望・農林水産省 7】

- 農業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の1.5（現行：1,000分の1）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。【要望・農林水産省 28,29,30】
  
- 総合特別区域法（仮称）の制定に伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成する同法に規定する高度化事業（仮称）に必要な資金の貸付け業務に関する文書について、印紙税を非課税とする。【要望・経済産業省 6(1)③】
  
- 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の1.5（現行：1,000分の1）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。【要望・経済産業省 13】
  
- 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、同制度の運用状況等を踏まえ、次のとおり所要の見直しを行う。【要望・経済産業省 14】
  - (1) 風俗営業会社等に該当してはならないこととされる特別関係会社の範囲について、特別関係会社のうち次に掲げる者によりその株式等を直接又は間接に保有される会社とする。
    - ① 認定会社
    - ② 認定会社の代表権を有する者
    - ③ 認定会社の代表権を有する者と生計を一にする親族
    - ④ 認定会社の代表権を有する者と特別の関係がある者
  - (2) 資産保有型会社・資産運用型会社の判定の基礎となる特定資産の範囲に、一定の外国会社に対する貸付金等を追加する。
  - (3) その他所要の見直しを行う。

- 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限を2年延長する。【要望・国土交通省2】
  
- 認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象を次のすべての要件を満たす都市再生事業（以下「都市再生事業」という。）とした上、その適用期限を2年延長する。【要望・国土交通省10(2)】
  - (1) 事業区域内に地上階数10以上又は延べ面積50,000平方メートル以上の耐火建築物が整備されること
  - (2) 事業区域内において整備される公共施設の用に供される土地の面積の当該事業区域の面積に占める割合が30%以上であること又は都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設に係る一定の整備費用の額が10億円以上であること
  
- 都市再生特別措置法の改正に伴い、同法に規定する認定事業者が、同法に定める国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業計画（平成25年3月31日までに認定を受けるものに限る。以下「認定計画」という。）に基づき、当該認定計画に係る都市再生事業により特定都市再生緊急整備地域（仮称）内で建物をその認定後3年以内（地上階数30以上又は延べ面積150,000平方メートル以上の建物の場合にあっては、その認定後5年以内）に建築して取得する場合における所有権の保存登記については、登録免許税の税率を1,000分の1.5（平成24年4月1日以後に認定を受けて認定計画に基づき建築される建物の所有権の保存登記については、1,000分の2）に軽減する措置を講ずる。【要望・国土交通省13(2)】
  
- 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

等について、適用対象となる住宅取得等資金に、住宅の新築等（住宅取得等資金の贈与を受けた翌年3月15日までに行われるものに限る。）に先行してその敷地の用に供される土地等を取得する場合における当該土地等の取得のための資金を追加する。【要望・国土交通省 24】

- 関西国際空港株式会社及び大阪国際空港の経営統合に伴い設立される事業会社について、所要の法整備を前提に、当該事業会社が受ける一定の設立の登記等に対する登録免許税を非課税とする措置を講ずる。【要望・国土交通省 30】
- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に基づき、旅客鉄道株式会社等が交換により取得した建物に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置の適用期限を平成 25 年 12 月 31 日まで延長する。【要望・国土交通省 34】
- 港湾経営の民営化、一体経営が担保されることを前提に、特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の規定により国土交通大臣の指定を受けた株式会社（以下「指定会社」という。）が、平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に、外貿埠頭公社から外貿埠頭事業に関連する一定の資産の出資を受けた場合において、当該期間内に指定会社が出資により取得した当該資産に係る不動産の所有権の移転登記を受けるときは、その登記に対する登録免許税の税率を 1,000 分の 15（本則：1,000 分の 20）に軽減する措置を講ずる。【要望・国土交通省 36】
- 関西国際空港株式会社等の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を 1 年延長する。【要望・国土交通省 37】

- 自然公園法の国立公園特別保護地区等内の土地（環境大臣と風景地保護協定を締結しているなど一定の要件を満たすものに限る。）について、相続税の物納劣後財産に該当する場合であっても、物納劣後財産に該当しないものとみなす等の措置を講ずる。【要望・環境省2】
  
- 次に掲げる特別措置について、適用期限の到来をもって廃止する。
  - (1) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の質権又は抵当権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置【要望・金融庁6】
  - (2) 農地利用集積円滑化事業により農用地区域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置【要望・農林水産省8】
  - (3) 農地等に係る贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている者が特例適用農地等のすべてについて一定の農業生産法人に使用貸借による権利の設定をした場合において贈与税の納税猶予の特例を継続する措置【見直し・農林水産省1】
  - (4) 特定農業法人が農用地区域内の遊休農地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置【見直し・農林水産省2】
  - (5) 勧告等によってする登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（卸売市場法）【見直し・農林水産省3】
  - (6) 会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（卸売市場法）【見直し・農林水産省4】
  - (7) 認定民間都市再生整備事業計画に基づき土地等を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置【要望・国土交通省11(2)】

- 独立行政法人住宅金融支援機構の直接融資に係る登録免許税の非課税措置を廃止する。【見直し・国土交通省9】

【検討事項】

- 山林に関する相続税・贈与税については、減税の効果・減収額や相続税・贈与税が林業経営に及ぼす影響等をまず精査した上で、課税の公平にも留意しつつ、林業家の現状や森林法の改正内容を踏まえ、森林施業の集約化や路網整備の徹底といった政策目的の達成が的確になされる税制上の支援措置について、納税猶予制度を中心に検討し、平成 24 年度税制改正において必要な見直しを行う。【要望・農林水産省 14】
  
- 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度については、その適用の基礎となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく認定等の運用状況や政策目的等を踏まえ、同制度の活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について引き続き検討を行う。